

著作権委員会、第31条に基づく仮命令を発する

先日、Music Broadcast 社対 Super Cassette Industries 社の事件で、デリー高裁は、著作権委員会は著作権法第31条に基づく仮命令を発することができるという判決を下した。現時点では、訴訟係属中、第31条に基づく著作権を有する作品の利用は阻まれない。第31条は、強制許諾権の付与を著作権局に命ずる著作権委員会の権利を謳っている。

判決はコモンローの判例を裏付けとして、中間差止命令を付与でき、かつ付与すべき状況の原因について説明した。また、判決は Polini 対 Gray((1879) L. R. 12 Ch. D.438)事件について触れ、明白な法定権利がない場合のこのような差止命令の付与を正当とした。

高裁は、当該法律が上記のような権利を明確に認めていない場合でも、仮命令を下すことが可能である点をさらに説明した。判決では、その法令の意図を理解しようと努め、著作権委員会が上記命令を発する権利を有する必要性について以下のように論じている。

「仮救済措置が許容されなければ、放送業者は、著作権所有者がライセンスの付与を拒絶するために、著作権所有者が保有する楽曲のレパートリーのいずれの部分も流す権利を剥奪される。これにより、実質上、放送業者または類似の関係者は、著作権所有者の要求に屈さざるを得ない。訴訟は数日や数ヶ月では片がつかず、何年も、時には何十年も長引くことがある。この期間中、たとえ妥当な料金を支払ったとしても関係者は音楽を再生したり放送したりすることができない。また、ライセンスの付与を拒絶する他の理由がなくとも、最終的には著作権法第31条に基づく法的措置を諦める以外に道はない。したがって、法令を制定した目的が無駄かつ無効であるとみなされるであろう。よって、著作権委員会は、両当事者に証言する有益な機会を与えたうえで、上述の3つの要素すべて、すなわち、一応の有利な事件、便宜の比較考量、回復不能な損失に関する見解を返さねばならないことは明白だと思われる。3つの要素全部が申立人を支持するものであると判明すれば、仮救済措置を与えるべきである。訴訟がライセンス料の多寡にのみ関連する場合は、暫定的保護が与えられるべきだ」。

この判決は、第31条に基づく手続きの係属中、著作権委員会が仮命令を発する権限を与えるものである。

デリー高裁、「ジョン・ドウ命令」を追加

映画の保護に関する一連のジョン・ドウ(実名不明/無名)命令に加えて、2011年、デリー高裁は映画「Speedy Singhs」を保護する別の命令を出した。「Speedy Singhs」のプロデューサーは著作権侵害を回避するため、一時的および永久的な差止命令を求めてケーブルテレビ数社と無名の被告を告訴している

た。高裁は未知の人間も含め予想される被告全員に対して、著作権侵害や、同映画のディスプレイ、封切り、公開、アップロード、ダウンロード、表示、再生などの行動を制限する命令を発した。この命令は 2011 年 12 月 19 日まで有効とされた。

「ジョン・ドウ」命令の大半は、アメリカとカナダの法慣習で目にされる。「ジョン・ドウ」とは、訴訟における代替用語で、世界全体で身元不明な個人の同義語として通常使用される。「ジョン・ドウ」という名称は、悪事を働いたと申し立てられるが、原告が身元を確認できない無名の被告を特定するために使われる。こうした命令の起源は英国王 Edward III 世(1312–1377)の時代に遡り、当時、法律上特定できない被告を指すために使用されていた。特定された人物ではなく階級不明の被告に対する代表的な命令であり、これにより品物の押収が許可される。こうした命令において被告が特定されれば、「ジョン・ドウ」が当該被告の名に置き換えられる。

インド法廷がジョン・ドウ命令を初めて適用したのが TEN SPORTS 事件(Taj Television 対 Rajan Mandal, 2003 年)で、デリー高裁は、2002 年のサッカーワールドカップを違法に放映したケーブルテレビ業者の敷地内に立ち入る権限を長官に与えた。このインドバージョンは「Ashok Kumar」命令として知られる。デリー高裁は本件で、この命令の適用範囲を制限している。Indian Performing Right Society 社対 Mr. Badal Dhar Chowdhry and Ors 事件(2010 年)の判決では、曖昧な／不確かな差止命令を出すことはできず、そうした差止命令は裁判手続きの誤用であるため許可することができない、とされた。さらに、「ジョン・ドウ」命令を付与する際には十二分に注意を払い、命令の適用範囲、命令の関与する品物または物品、命令を実行するために被害者が講じることのできる措置について明示すべきであると述べられた。

ジョン・ドウ命令は、効果的な海賊版防止方法として、インドの映画業界でかなり一般的になっている。たとえば、2011 年 7 月の映画「Singham」や 2011 年 8 月の映画「Bodyguard」などの事件で、デリー高裁が出した命令からも明らかである。こうした趨勢下、同命令は最高裁判決により国法となる日を待っている。

第 2(m)条、著作権補正法案から除外

インド政府は、書籍およびその他の著作権物品のインドへの並行輸入を合法化する著作権補正法案の最新バージョンから第 2(m)条を除外することを決定した。第 2(m)条は以下の通りである。「*作品の著者の許可を得て、インド国外の国で出版され、その国からインドへ輸入された作品の複製は版權侵害とはみなされない*」。政府は、出版業者の圧力団体からの圧力に応じ、法案の最新バージョンからこの条項を削除したと推測される。議会常任委員会は既に同案を支持し、こう述べていた。「*現行制度下で安価な書籍が入手できるのは常に旧版に限られる。書籍の最新版が入手できれば、学生が最大の利益を享受することは誰も否定できまい*」。この条項の削除は、著作権所有者の許可を求めずに書籍の海外版複製を輸入できるはずだった図書館や教育機関に影響を及ぼすだろう。多くの変換済み著作権物や、障害者が利用可

能なフォーマットへの変換を要する書籍を自由に入手できなくなるため、障害者も不便を免れない。個人的使用のために書籍の1度だけの複製を許可する第51条と、障害者の利用機会をもたらす多数の活動を提供する第52(1)(zb)条は、著作権作品を「輸入する」権利を含んでいない。したがって、今後も、インドの出版業者を通さずに、世界で最も安価な版を購入することは困難なままだろう。

Radico Khaitan 対 Carlsberg India

デリー高裁仮判決下す

アルコール飲料メーカーの原告 Radico Khaitan 社は自社の商標「8PM」をクラス 32(ミネラルウォーター)とクラス 33(ワイン、リキュール、ウイスキー、およびアルコール飲料)に登録し、その商標を付したウイスキーを販売した。被告の Carlsberg India 社は自社のビールに商標「PALONE 8」を使用した。デリー高裁で、Radico が Carlsberg に対して起こした差止命令を求める訴訟では、Carlsberg によるブランドの主商標としての数字「8」の使用は Radico の商標の悪意使用に当たると申し立てられた。Radico は、Carlsberg の製品に関連する「8」の使用の差止めを要求した。

仮差止命令の付与請求を決定するにあたって、高裁は以下の裁定を求められた。

1) 本件の事実および現状において単独の数字「8」は、両当事者の2つの商標「8 PM」と「PALONE 8」を比較する際に保護されるべきか否か。

2) 2セットの商品、ウイスキーとビールは異なる商品とみなすことができるか。

1点目に関して高裁は、1999年商標法第2(l)(m)条は数字を含む「商標」を定義していると述べた。数字の一応の登録はその数字の弁別的な特徴如何によって決まる。

こうした事実に鑑み、法廷は以下の結論に達した。

a) 数字の「8」は当該飲料との関連性を有する。8はビール内のアルコール含有量(ABV)を表す、商品の正真正銘の性質の記述に由来する。

b) 原告の意見では、8自体ではなく「8PM」での商標登録である。これを踏まえ、法廷は、数字の商標「8」の一応の非弁別的な特徴を認めた。

2) 本法廷は、異なる商品の商標を保護する第29(4)条についても検討した。その結果、数字「8」は商品の特徴を説明するため広範に使用されており、有名な商標として扱うことはできないため、第29(4)条は適用不可であるという結論を出した。

また、第29条の例外条項である第30条も着目された。同条によると、登録商標の使用は、その使用が、

(a) 産業上または商業上の正当な慣習に従う場合、および

(b) 商標の弁別の特徴または評判を不当に利用したり、あるいは損失を与えたりしない場合、

に許可される。

「8」は当該産業との関連性を有すると考えられる。したがって、被告を含む他の当事者による数字の使用は「不正」ではなく、商標法第 30 条に基づき保護されるものである。

また、特に原告が類似の事業を担っていない場合、被告は数字「8」の使用差止めを命じられたならば回復不能な損失を被るだろうと指摘された。加えて、原告は自らを支持する一応有利な事件を主張することができなかった。しかしながら、法廷は、混同を避けるために、同じラインで商標「PALONE」と数字「8」を一緒に使用することを被告に許可した。数字は別のスタイルで使用されるべきである。

Indian Express 対 Express Publications Madurai

差止命令を認めず

原告 Indian Express 社と被告 Express Publications Madurai は、1997 年および 2005 年の調停で、原告が商標「Indian Express」を所有し、被告が商標「New Indian Express」を所有することで合意した。被告はタミル・ナードゥ、ケララ、カーナタカ、アンドラプラデシ、オリッサの 5 つの南部の州と、ポンディチェリ、エナム、アンダマン・ニコバル、ラクシャドウィープの連邦直轄領とでのみ英語の日刊紙「New Indian Express」を発行する。被告はニュース配信にインターネット上での商標使用も許可された。

事件は、被告がニューデリーから新聞「Sunday Standard」の発行を開始したことに始まる。ロゴの下には、www.newindianexpress.com とフェイスブックとツイッターでのフォローのお願いが載せられていた。さらに、会長、編集主幹、広告は「New Indian Express Group」に属するという情報も載せられた。

その後、原告は、被告に対して商標「New Indian Express」、「Indian」、「Express」、「New Indian Express Group」、およびその他のそれらの組み合わせの使用を制限する差止命令を求める仮申請をデリー高裁に提出した。

判事に課せられた主な争点は以下の 2 つである。

1. 被告は原告の商標を侵害したのか。
 2. 被告は自らの商品を原告の商品と偽ったのか否か。
1. 高裁は 1999 年商標法の第 28(3)条に基づき、原告の主張を退け、Indian Express と New Indian Express は類似するため、単にこれらの商標を有するだけでは、互いに対する独占権を与えることにはならない。類似するが未登録である商標を所有する他の人々に対してのみ独占権が得られると述べた。
2. 詐称通用に関して、法廷は、Sunday Standard が Sunday Standard のロゴの下に商標「newindianexpress」を使用することによってその名声を利用しているかどうかに着目した。法廷の見解では、この広告は両当事者間の合意により許容可能であり、奥付欄と比較しても小さく、読者に誤解を招くことはないだろう。

高裁は両当事者間の合意に関してこう述べる。「2005年8月12日付の補足合意の下、被告1号はインターネット上での誌名「New Indian Express」またはその派生形／省略形の使用を認められ、その使用はいかなる地理的制限も受けない、かつ受け得ない。読者にウェブサイト www.expressbuzz.com / www.mexpressbuzz.com やフェイスブックまたはツイッターへの参加を誘うことによって、被告は補足合意の下で与えられたインターネットの権利を行使する際にインターネットビジネスを推進しているにすぎない。私の考えでは、原告による「New Indian Express」の名称の下で被告のインターネットビジネスを宣伝することは合意の例外とはなりえない。たとえ「New Indian Express」の使用を含んでいるにせよ、両当事者間の合意により、合意に明示される5つの南部州／連邦直轄領外で被告がビジネスを宣伝／広告することが禁じられるとする原告弁護士の主張は理解できない。明らかに被告は、合意に明示される5つの南部州／連邦直轄領で「New Indian Express」の名称の英語の日刊紙を発行する権利を有する。両当事者間の合意では、合意に明示される5つの南部州／連邦直轄領外での新聞「New Indian Express」の宣伝／広告は禁じられていない。したがって、被告が他の新聞やテレビまたはラジオに広告を打つことによって、合意に明示される南部州／連邦直轄領外で「New Indian Express」を宣伝したいとすれば、それは1995年2月5日付の合意および2005年8月12日付の補足合意の違反にならず、いかなる場合も、被告の新聞による原告新聞の詐称通用を構成しないと考える」。さらにこう続く。「私の見解では、合意に明示される5つの南部州／連邦直轄領のいずれかから発行した新聞を、「Times of India」、「Hindustan Times」、「Sunday Standards」のいずれの紙で宣伝したとしても、詐称通用には当たらず、両当事者間の合意の違反にもならない。「Sunday Standard」において、「Hindustan Times」、「Times of India」、「New Indian Express」のいずれの広告であろうが他の紙の広告が載せられた場合も同じことが言える。仮に明日、原告が合意に明示される5つの南部州／連邦直轄領のいずれかで、これらの南部州／連邦直轄領から発行される新聞で「Indian Express」紙を宣伝した場合、原告のその行動は「Indian Express」紙を「New Indian Express Group」と偽ろうとしていること言うことができるだろうか。答えは再度、ノーである。したがって、このような「New Indian Express」または「New Indian Express Group」の表現の広告または使用は、これまで使用されてきたような形では、詐称通用に当たらないし、両当事者間の合意の違反を構成しないものと考えられる」。

社説／記事の筆者が自身を New Indian Express の取締役と名乗っている側面に関して裁判所は、彼らは自紙を原告の紙と偽ろうとはしていないと裁定した。

高裁は、これらの商標を使用する被告が、原告と被告があたかも1つのグループであるかのように大衆に誤認させているという側面も検討した。被告は、原告側が出版物や共同書簡の見えるところでの「New Indian Express Group」の使用を黙認していた証拠を法廷に提出した。

結論として、高裁は被告への差止命令の付与を却下したが、「New Indian Express Group」とともに「Madurai」を挙げるように要請した。

デリー高裁

乳製品販売のための商標「Krishna」の独占権を認めず

最近の事件で、デリー高裁の裁判官団が単独裁判官の判決を支持する裁決を下した。

「たとえば文言「LOW ABSORB(低吸収)」のように、製品、すなわち、食用油の特徴に係る表現は前記文言を最初に使用した人物に、その独占的使用の権利を与えるものとは考えられない。MANU/DE/3131/2010 : 174 (2010) DLT 279 Marico 社対 Agro Tech 社の判決においては、商品の具体的な特色と関連する神の名称、本件の場合、ミルクとバターに関連する特色を有する神、クリシュナの名称の使用は、当該商品に係る純粋に説明的な表現と同等の低い立場に立つだろう、とされた」。

上訴人の Bhole Baba Milk Food Industries 社はミルクと乳製品のメーカーであり、商標法のクラス 29 に属する商標「KRISHNA」の登録名義人でもある。被上訴人の Parul Food Specialties(P) 社もまた、「PARUL'S LORD KRISHNA」のブランドの下、ギー(牛酪油)を販売している乳製品メーカーである。「Parul's」と「Lord」のフォントが非常に小さいため、「KRISHNA」の文言が目立って人目を引く。Bhole Baba Milk Food Industries 社が起こした訴訟で、単独裁判官の Rajiv Shakhdar は被告の Parul Food Specialties(P) 社を勝訴とし、明らかに商標が二次的識別力を達成するためには、消費者は商標を見てすぐにその所有者を想起すべきであると述べた。さらに、「Krishna」は家名であり、二次的識別力を達成することはできず、結果的に Bhole Baba Milk Food はその神の名の独占権を主張する権限を持たないと述べた。

単独裁判官の判決を不服として、Bhole Baba Milk Food は同じ法廷の裁判官団にこの件を上訴した。

裁判官団は単独裁判官の判決を支持し、神の名は公有財産であるから独占使用することはできない、仮にそうするならば「Krishna」と乳製品に関連して、いかなる人物からの財産権上の訴えも希薄化することになるだろうと繰り返した。裁判官団は、文言「PARUL'S LORD」を文言「KRISHNA」と同程度に目立たせて印刷するように Parul Food Specialties(P) 社に命じた。そして、Bhole Baba Milk Food による登録は KRISHNA の文言自体ではなく、示差的に記述された文言 KRISHNA に対するものであり、共通の起源を持つ特有の用語として独占的使用権を上訴人に与えることはできないと結論づけた。

上記の判決は疑問を投げかける。はたしてこの判決は、風の神「MARUTI」などの神々の名前を有する他の登録にも適用されるのだろうか。Maruti Suzuki India 社は、商標が適用される商品が偶然に輸送に関連するために、その商標の実施を許可されないだろうか。商標 NIKE の場合を例に取ろう。Nike は力、速さ、勝利を司るギリシャの女神である。この場合、スポーツに関連する商品に適用しているため、商標を実施することができないだろうか。商標は記述的であるとみなされるだろうか。

著作権訴訟中の Ra.One

ボンベイ高裁の裁判官団、Yash Patnaik 氏の起こした侵害訴訟の係争中、Chillies Entertainment 社に 1,000 万ルピーの供託を命じた。裁定は、Yash Patnaik 氏が提出した差止命令の請願書に基づき下された。氏は、グラフィック、イラスト、図面、書割などの形で考え出したコンセプトをコピーしたとして、大ヒット映画「Ra.One」のプロデューサー Red Chillies に 1,000 万ルピーの損害賠償を請求した。

Patnaik 氏は、未来的なスーパーヒーロー「One」のコンセプトが、「Ra.One」の脚本家 Mushtaq Sheikh にコピーされたと主張する。

Mohit Shah 判事と Roshan Dalvi 判事を含む裁判官団は、明らかに原告は、Ra.One と「特徴および外観」が類似する「小道具中の飛ぶロボットの素材、グラフィック、イラストおよび図面、モノグラム、書割、絵を含むコンセプト」の著作権を有すると結論づけた。よって、高裁は予定される映画公開の間、1,000 万ルピーの供託を被告に命じた。

デリー高裁、予備的差止命令を再考

原告の South African Breweries International (Finance) B.V. および SAB Group の合弁企業のインド法人は、被告の Mohan Goldwater Breweries and Mohan Meakin 社を告訴した。発端は、被告が、原告商品は被告商品を詐称通用しているとして、2002 年のビール販売で文言「Castle」を使用しないように求める「停止命令書」を原告に送ったことによる。

最初、被告は商標 OLD CASTLE を登録していた。ただし、登録は更新料の未払いのため無効となり、しかも被告はその商標の下でビールを販売しなかった。しかしながら、実際には被告は商標 Castle の使用差止を求める停止命令書を原告に送り、従わなければ法的措置を講じると原告を脅した。1994 年以来、商標 Castle の瓶ビールおよび缶ビールを輸入している原告は商標を先使用しており、被告が原告の商標を侵害しているかもしれないと知り、デリー高裁で永久差止命令の訴訟を起こした。

原告は、被告による商標「Castle」を使用するビールとアルコール飲料の製造、販売、広告を制限する差止命令を求めてデリー高裁にアプローチした。審理の過程で、原告の商標「Castle」が登録された。

法廷が扱う争点は以下の 3 つである。

1. 本法廷は管轄権を有するのか否か。
2. 被告は原告の商品を侵害しているのか、それとも原告の商品を詐称通用しているのか。
3. 差止命令を原告に認めることができるか。

裁判所はこう答えた。

1. オフィスの場所はウタール・パラデシュでデリーではないために、被告によって管轄権が問題とされたが、停止命令書は原告のデリーの住所に送られており、被告の商標はデリーの登録書に出願されているので、本法廷はデリー高裁が本件の管轄権を有すると考える。

2. 詐称通用の問題に関して原告側は、原告は 10 年間に及ぶ South African クリケットチームのスポンサーなのだから、インドの大衆(クリケットの観客)はその商標を知っているだろうと主張した。告訴時、原告の商標は登録されておらず、被告の商標は登録から抹消されていたため、法廷は、被告が商標「Old Castle」の自社商品を商標「Castle」の原告商品と容易に偽ることができただろうと結論づけた。しかし、原告は、被告がデリーで商標「Castle」を付したビールを販売していたことを証明できなかった。

3. 差止命令に関して法廷は、「予防的差止命令」を検討し、Kuldip Singh 対 Subhash Chander Jain & ors (AIR 2000 SC 1410)の事件を参照して、以下の論拠を発見した。「被害者の方が、認識される商標侵害の下で事業の開始や商品の製造または販売を見送ると期待するのは酷である。時宜を得た一針は九針の手間を省く、これこそが予防的措置の神髄である」(Mars Incorporated 対 Kumar Krishna Mukerjee & Ors.2003 (26) PTC 60 (Del) at para. 21)。さらにこう述べた。「商標が実際に使用される場合だけでなく、商標の使用が脅かされる場合にも、差止命令を求めることができる」。その結果、裁判所は、被告による商標 Castle および/または Old Castle の使用、販売、広告を制限する永久的差止命令を発した。

インド特許庁、審査を迅速化する

2011 年 9 月、インド特許庁は審査官および監督官に、審査手続きの迅速化を図るべく、彼らの役割と責務を詳述した指示を発行した。

通知によると、ファイルは審査官と監督官間で、遅延の原因となる理由なく電子的にやり取りされるとある。さらに通知では、特許出願および審査報告の取扱ガイドライン、拒絶の起草要点(FER)、ヒアリングについて言及された。

IPO のこうした努力によって、特許プロセスが合理化され、より迅速で有効な特許登録が確保されるであろう。

Parle の意匠抹消訴訟で Britannia に有利な命令

Biscuit Packets of Parle Products 社に關係する登録意匠に対して、Britannia Industries 社が行った意匠抹消の請願が、特許庁監督官によってまたしても却下された。本件では、RKD が Parle Products 社の代理を務めた。

2006 年、Britannia は Parle の 2 つの意匠、188156 号と 188157 号の抹消を求める請願書を提出した。提出された両当事者の申立書と証拠とを考慮した結果、手続きを遂行した特許庁副監督官は抹消の請願を却下した。

Britannia は命令を不服とし、カルカッタ高裁に本件を上訴した。2010年6月29日、高裁は、再考を求めて本件を特許庁管理官に差し戻す判決を下した。

本件は特許庁補佐管理官、S. Chattopadhyay に戻された。両当事者の主張と提出物および両者からの証拠を検討した後、補佐管理官は、Britannia は当該意匠が新規性、独自性、または人目を引く特徴を欠くという証拠を提出していないと述べた。「...。私が思うに、請願人は抹消の根拠を確定できていない。したがって、登録意匠の抹消の請願を却下する...」。

Britannia は再度上訴し、本件はカルカッタ高裁で係属中である。